3月15日

はご自身の手で

私たちの生活は、国や県、市町村の公共サービスと深く結びついています。そしていろいろな公共サービスを受けながら毎日を暮らしています。

これらの公共サービスを行うための大切な財源は、みなさんの納めた税金で賄われています。

今年も確定申告・住民税申告の時期を迎え、申告にあたっての手続き等についてお知らせします。

申告書の提出はお早目に

～相談には決算書・電卓をご持参ください～

今年も申告の時期が近づいてまいりましたが、決算はお済みですか。

今年の申告書提出期間は、2月16日から3月15日までです。

この申告は、平成11年中の所得を申告するものです。

これにより、平成11年分の所得税、平成12年度分の町県民税、国民健康保険税（介護分含む）の課税基礎になるとともに、各種証明の発行や国民健康保険税（介護分含む）の軽減、老齢福祉年金、老人医療、児童福祉手当などの給付にも必要な資料となります。収入の有無にかかわらず、必ず申告してください。

町では2月16日から3月15日まで次のとおり申告相談及び申告書作成のお手伝いを行います。今年は自書申告を主にお手伝いいたします。決算書、電卓をご持参ください。

還付申告書は2月15日以前でも、提出できます。

日時・会場

2月16日(水)～3月15日(水)
役場第1・2会議室
午前9時から午後4時（土・日曜日は除く）

3月になりますと相談会場が大変混雑しますので、お早めにご来場下さいますようお願いします。

2月は地区別相談

また、2月については地区を指定させていただき相談を行います。なお、指定日に都合がつかない方については、他の日でも順次相談を行います。

地　区	相　談　日
日吉地区	2月16日(水)・22日(火)
南条地区	2月17日(木)・23日(水)
東陽地区	2月18日(金)・24日(木)
白浜地区	2月21日(月)・25日(金)

税理士会・税務署相談日お知らせ

○税理士会による無料申告相談
3月1日(水)
役場第1・第2会議室
午前9時30分～午後3時30分

○税務署の出張相談
（所得税・譲渡所得含む）
2月28日(月)・3月9日(木)
役場第1・第2会議室
午前9時30分～午後4時

持参するもの

○事業所得（営業・農業等）の方は、収入金額や必要経費のわかる伝票、帳簿類、通帳などと償却資産関係のわかるもの
○お勤めの方は源泉徴収票
○借地などのある方は、その領収書
○生命保険料及び個人年金支払証明書
○障害者手帳
○国民健康保険証
○印かん
○電卓
○その他申告に必要なもの